業務指示書

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国オフリド湖下水処理施設改善事業準備調査

第１　指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第２「業務の目的・内容に関する事項」、第３「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：２０１４年４月２日　　　１２時　　まで

問合せ先：調達部契約第一課　　　　　　　實川 真理子　Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：　２０１４年４月８日　までに機構ホームページ上に行います。

第２　業務の目的・内容に関する事項－－－－－－別紙のとおり

第３　業務実施上の条件－－－－－－－－－－－－－別紙のとおり

第４　共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

１　共同企業体の結成の可否

（　）認めません。

（　）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　）　者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注１）資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。 注２）共同企業体構成員との再委託契約は認めません。 注３）共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

２　補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

1）共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の１／２まで補強を認めます。

2）共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の３／４まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（　）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（○）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

（　）次の団員については補強を認めません。

（　）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

> 注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
> 注２）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
> 注３）資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
> 注４）評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
> 評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
> 注５）補強として参加している社との再委託契約は認めません。
> 注６）通訳については、補強を認めます。

3　外国籍人材の活用

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ２分の１を超えない範囲において認めます。

（　）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ４分の１を超えない範囲において認めます。

> 注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
> ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
> ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第５　プロポーザルに記載されるべき事項

１　コンサルタントの経験、能力等

（１）類似業務の経験

（２）業務実施上のバックアップ体制等

（３）その他参考となる情報

注）類似業務：下水セクターに係る各種調査業務

２　業務の実施方針等

（１）業務実施の基本方針等

（２）業務実施の方法

（３）作業計画

（４）要員計画

（５）業務従事者毎の分担業務内容

（６）現地業務に必要な資機材

（７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

（８）その他

注１）（１）と（２）を併せた記載分量は、３０ページ以下としてください。

注２）（４）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

３　業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

（１）業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、３点の加点を行います。（「第９　プロポーザルの評価」参照）。

（２）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

１）類似業務の経験：下水セクターに係る調査業務

２）対象国又は同類似地域（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 及び全途上国での業務の経験

３）語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

4）業務主任者等としての経験
5）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
6）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　管渠計画】
1）類似業務の経験：不明水対策と合流改善対策双方の調査に係る業務
2）対象国又は同類似地域　（評価せず）
3）語学力　（語学評価せず）
4）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
5）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　積算・施工計画】
1）類似業務の経験：下水セクターにおける積算・施工計画に係る各種業務
2）対象国又は同類似地域（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 及び全途上国）での業務の経験
3）語学力　（語学は認定書（写）を添付）（ 英語 ）
4）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
5）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第６　プロポーザルの提出手続き等

１　プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

（１）期限： 2014年4月11日　　１２時
（２）場所：本機構本部１階　調達部受付
（３）提出物：プロポーザル　正１部　　写 ５ 部
　　　　　　見積もり　　　正１部　　写 １部（次項第７参照）

２　プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

（１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
（２）提出されたプロポーザルに記名がないとき
（３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
（４）プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
（５）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
（６）機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第８．２による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
（７）虚偽の内容が記載されているとき
（８）前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第７　見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

　（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）
（　）本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

（　）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
（○）第２、第３で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
業務指示書別紙７．－（６）各種調査の実施：１）自然条件・社会条件、２）既存施設の状況、５）不明水および合流雨水の状況、７）不明水の実態把握、８）下水道未整備地区の整備、－（１５）環境社会配慮に係る調査
（　）現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

（○）航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
（　）航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス（Y2）を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。 （　　　　　　　　US$1 = 102.20 円 , EUR1 = 139.84 円）

第８　プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。
（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）
（○）プレゼンテーションは実施しません。
（　）プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
（　）業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に１名の出席を認めます。
（　）業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に１名の出席を認めます。
（１）実施時期：　　　　　　　　～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
（２）実施場所：独立行政法人国際協力機構　　　　　会議室

（3）実施方法：

1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2）機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）テレビ会議システムによる上記（2）の実施場所以外からの出席を認めません。

（　）テレビ会議システムによる上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記（2）の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

a）本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b）JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c）接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9　プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律３点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「１．コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「２．業務の実施方針」、「３．業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１順位と第２順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

（1）評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／下水道計画
管渠計画
積算・施工計画

（2）評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.26　M／M

2　評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、　２０１４年５月２日(金)　までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3　評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

（1）プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

（2）プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点＊

⑤価格点＊

＊④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9　プロポーザルの評価　1　プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10　その他

1　配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2　プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3　プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4　プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5　虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6　プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

（1）「プロポーザル作成ガイドライン」：

ＪＩＣＡホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

（2）業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html）

（3）規程：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)
（4）調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7　密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（2）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア．対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
イ．契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨
（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
（4）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8　本体事業からの排除
以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）
（　）本件受注コンサルタント（ＪＶ構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
（　）本件受注コンサルタント（ＪＶ構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9　案件の延期又は中止について
治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以　上

プロポーザル評価表
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国オフリド湖下水処理施設改善事業準備調査

評価項目	配点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
（1）類似業務の経験	6.00	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2．業務の実施方針等	(30.00)	
（1）業務実施の基本方針の的確性	12.00	
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
（3）要員計画等の妥当性	6.00	
（4）その他（実施設計・施工監理体制）		
3．業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験･能力 **総括／下水道計画**	(30.00)	(12.00)
ア）類似業務の経験	12.00	5.00
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ）語学力	5.00	2.00
エ）業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ）その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	（ － ）	(12.00)
カ）類似業務の経験	－	5.00
キ）対象国又は同類似地域での業務経験	－	1.00
ク）語学力	－	2.00
ケ）業務主任者等としての経験	－	2.00
コ）その他学位、資格等	－	2.00
③体制、プレゼンテーション	（ ）	(6.00)
サ）業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ）業務管理体制	－	6.00
（2）業務従事者の経験・能力： **管渠計画**	(15.00)	
ア）類似業務の経験	10.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等	5.00	
（3）業務従事者の経験・能力： **積算・施工計画**	(15.00)	
ア）類似業務の経験	7.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ）語学力	3.00	
エ）その他学位、資格等	3.00	
（4）業務従事者の経験・能力：	（ ）	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（5）業務従事者の経験・能力：	（ ）	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

業務名：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国オフリド湖下水処理施設改善事業準備調査
業務の目的・内容等に関する事項

１．業務の背景

マケドニアはEU加盟を国家政策の最大目標として定めており、各分野の国内法をEU基準へ適合することが求められている。国際水域に係る環境基準についても対応が必要とされており、特に、マケドニアがアルバニアと国境を共有し、世界遺産にも指定されているオフリド湖周辺地域では、水質汚染対策が喫緊の課題となっている。オフリド湖の北部マケドニア側に位置するオフリド市及びストゥルーガ市周辺の下水管渠は、約50年前に建設されたものであり、老朽化に伴い未処理の汚水が河川や湖沼へ漏出し、閉鎖性水域であるオフリド湖の水質汚染が問題と認識されている。

マケドニアの開発計画である「National Strategy for Sustainable Development for the Republic of Macedonia」（2008年）では、EU加盟の前提条件であるインフラ整備のひとつとして、下水道施設整備の必要性が記述されている。また、環境分野の上位政策「Waste Management Strategy of the Republic of Macedonia (2008-2020)」（2008年）では、EU加盟に向けた取り組みとしてEU環境基準適合（EU基準）を優先事項として挙げている。詳細なアクションプランを記した「National Waste Management Plan (2009-2015) of the Republic of Macedonia」（2008年）においても、下水道施設整備を対応すべき課題として掲げており、オフリド湖周辺地域は、その歴史的・文化的重要性及び優れた自然環境から世界遺産（複合遺産）に指定されているにも関わらず、上述の通り環境対策が不十分であるとして、対応が必要であるとされている。

機構はマケドニアに対する重点分野として「環境インフラ整備と管理能力向上」を掲げ、我が国の有する技術と知見を活かしつつマケドニアの持続可能な経済発展に必要な環境インフラ整備や人材育成を支援することを目的として、「環境改善プログラム」を実施している。機構は2012年に基礎情報収集・確認調査（Data Collection Survey for Ohrid Lake Environment Improvement）を実施し、下水道整備の必要性を確認している。

また、2011年11月には日本政府に対し、マケドニア財務省よりオフリド湖環境改善に係る協力について依頼があった。

以上を踏まえ、機構は未処理汚水のオフリド湖への漏出を防ぐと共にEUが求める環境分野の基準適合を図ることを目的に、オフリド湖周辺（オフリド市、ストゥルーガ市ほか）の下水道施設を整備することを検討している。本協力準備調査（以下、本業務）は、オフリド湖下水処理施設改善事業の目的、概要、概略事業費、実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、今後、有償資金協力（以下、本事業）にて実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

２．本事業の概要

（１）事業名

オフリド湖下水処理施設改善事業

（２）事業目的

オフリド湖周辺の下水道施設を改善・整備をすることにより、未処理汚水のオフリド湖への漏出を防ぐと共にEU基準の適合を図り、もって当該地域の持続的な

経済・社会の発展に寄与するもの。

（３）事業概要

１）下水道施設の改善（下水管渠改善、その他関連施設整備）

２）コンサルティング・サービス

（４）対象地域

オフリド市、ストゥルーガ市

（５）関係機関

１）環境都市計画省（Ministry of Environment and Physical Planning）

２）PROAQUA（ストゥルーガ市の上水・下水、オフリド市の上水・下水（処理のみ）を担う機関）

３）Niskogradba（オフリド市の下水収集のみを担う機関）

（６）関連する我が国の主な援助活動

１）スコピエ下水道改善計画調査（2007年度）

２）マケドニア共和国オフリド湖環境改善にかかる基礎情報収集・確認調査（2012年度）

３）課題別研修（南東欧地域都市上下水道事業管理（2011年度）、下水道維持管理システムと排水処理技術（2012年度）ほか）

３．業務の目的

オフリド湖下水道施設改善事業について、実施可能性調査（Feasibility Study: F/S）を実施し、当該事業の必要性、概要、概略設計、概略事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、有償資金協力にて実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

４．調査対象地域

オフリド市、ストゥルーガ市、ポグラデック市（アルバニア）、その他周辺地域

５．業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

６．実施方針及び留意事項

（１）借款検討資料としての位置づけについて

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を当機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分機構と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、マケドニア側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

（２）審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討材料となるために、以下の項目につい

ては結果の取りまとめに際して、機構から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

１）調達・施工方法
２）事業費
３）事業実施機関の実施体制
４）操業・運営/維持管理体制
５）運用・効果指標
６）環境社会配慮

（３）当処理区の課題の把握と整理

2012年に、機構は基礎情報収集・確認調査（Data Collection Survey for Ohrid Lake Environment Improvement）を実施し、主要な課題として以下の通り整理している。

オフリド湖の水質改善に寄与する各種対策につきオプションとともにロードマップ作成の上、その中で費用対効果が高く、マケドニア政府の理解を得た本邦技術を活用した改善策を優先事業として提案すること。

（４）現状で把握されている主要課題について

本業務を進めるにあたって、現在までの調査で確認されている課題は以下のとおり。

１）不明水についての課題

200km以上にわたる下水管の各所から不明水の浸入が確認されているが、原因が明らかになっていない。また、不明水対策の為分流化が進められているが、既存の劣化した合流管を汚水管として引き続き利用している為、不明水の削減効果には懸念がある。

２）世界遺産地域への対応

オフリド市の一部地域では、世界遺産に指定されている石畳の景観保全の為、非開削式の採用が望まれている。

３）維持管理の問題

処理場入口に流量計がなく水量の把握がされていない等、維持管理における基本的設備に不備が多く、現場技術者のレベルも決して高くない等、適切な運転が困難な面がある。さらに予算面では、PROAQUA等維持管理機関が独自に投資計画を決めることが難しい構造であり、国からの補助金制度等が無いため、新規の投資が困難な状況も見られる。そのため、本業務にあたっては、財務状況調査を行うと同時に、適正な維持管理に向けた技術協力等ソフトコンポーネントの実施可能性も検討すること

（５）課題解決に必要な対策にかかる認識の共有

対象とする課題は対策が困難であり、費用対効果の検討が重要であり、日本や諸外国の事例を参考に、当面の対策の規模感や得られる効果等に対する関係者間の共通理解が求められる。そのため、業務実施中、各種計画案等が作成された段階等のタイミングで、セミナーを開催し、本業務及び全体事業に対する十分な理解を先方から得ながら進めること。

（６）過去の計画、事業等の確認

オフリド湖周辺の環境改善に対しては、ドイツ、スイス等のドナーがこれまでに関わっている。これら過去の情報と、最新の計画、マケドニアの対応方針等を

確認すること。

（７）環境カテゴリ

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる下水セクター及び影響を受けやすい地域に該当するため、カテゴリ分類は「A」である。ついては、過去の類似案件の教訓を踏まえ、関係機関と連携し住民の理解と協力を得られるよう現地住民との協議を実施する方針。但し、本事業は環境改善に資する案件であることから、本事業による環境社会への影響が明らかとなった段階で、随時カテゴリ分類を見直すこととする。

（８）アルバニア側の現状

オフリド湖はマケドニアとアルバニアの国境に位置している。そのため、オフリド湖の水質に影響を与えていることも考えられることから、本業務においてアルバニア地域からの汚水の現状についても可能な範囲で確認すること。

７．業務の内容

以下の通り、国内及び現地にて作業を実施する。他に適当と考えられる調査内容の提示も含め、効果的かつ効率的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

（１）インセプション・レポートの作成

１）既存情報の収集・分析

過去の基礎情報収集・確認調査報告書等の既存資料の内容を確認した上で、調査全体方針及び作業計画を検討する。

日本及び海外における不明水対策、合流改善対策、河川水質浄化対策等から、不明水の削減および未処理汚水による環境負荷削減に資する対策の情報を収集する。

２）調査方針、現地調査方法の検討

本業務にて可能な調査期間及び調査費用、円借款対象事業の規模感、本邦技術活用の可能性を鑑み、現地における調査方針を検討する。

３）インセプション・レポートの作成

上記の作業を踏まえ、インセプション・レポートを作成のうえ機構に説明し、機構のコメントを踏まえ修正する。

（２）インセプション・レポートの説明・協議

１）先方政府関係者にインセプション・レポートを説明し、内容を協議・確認する。

２）官団員と協力して、本調査の進め方・留意事項・双方の役割分担などについて、協議・確認を行う。

※インセプション・レポートの説明・協議に合わせて、機構は直営の調査団を派遣し、現地にて、本業務にかかる調査内容（TOR）について先方政府とMMにより合意を取ることとしている。

（３）全体事業の背景及び基礎情報の確認

検討の基礎となる下記項目を含む全体事業の背景及び基礎情報を収集する。オフリド湖はマケドニアとアルバニアの国境に位置している為、調査項目の内容により必要に応じてアルバニア側の状況も調査する。但し、アルバニア側の調査対象地域はポグラテック市に限定する。

１）国概要

（ア）政治（オフリド湖を共有するアルバニアとの関係含む）

（イ）経済・産業（オフリド湖に係る観光セクター含む）
（ウ）社会状況
（エ）自然・地理・地形（オフリド湖に繋がる他国の河川等含む）

２）開発計画
（ア）各種開発計画
（イ）オフリド湖周辺の都市開発計画
（ウ）オフリド湖周辺の上下水道整備方針・計画

３）法制度・手続き
（ア）水質管理に関する規制・基準
（イ）事業実施に係る国内承認手続き等
（ウ）国際水域に係る各種規制・基準
（エ）EU環境基準
（オ）当該地域における本事業に関連する規制および手続き

４）マケドニアの上下水道整備状況
（ア）上下水道整備状況（整備計画、対象人口、配水量等）
（イ）料金体系、料金徴収状況、補助金の有無等
（ウ）各種既存施設、運営維持管理体制、整備時期等

５）オフリド湖周辺の上下水道整備状況
（ア）上下水道整備状況（整備計画、対象人口、配水量等）
（イ）料金体系、料金徴取状況、補助金の有無等
（ウ）各種既存施設、運営維持管理体制、整備時期等
（エ）工場排水の状況
（オ）地下水利用状況

６）オフリド湖の汚染状況とマケドニアにおける水質改善対策の方針
（ア）オフリド湖の水質(経年変化を含む)
（イ）国レベル・地方レベルでの水質改善対策の実施方針(予算を含む)
（ウ）各種対策の実施状況

なお、本事項の調査については、現状資料調査を中心に行うこととし、追加的な水質調査を必要とする場合は、機構と相談すること。

７）オフリド湖の水質改善に資する対策の抽出

オフリド湖の水質悪化の原因は、既設下水道施設からの未処理下水の流入と南東部と北西部に残されている下水道未整備地区からの未処理下水の流入と考えられている。必要な対策に要する概算事業費を積算することになるため、以下の手順に従って調査を実施する。

（ア）日本や諸外国の事例を参考に、課題解決に必要な対策の全体像を把握する。

（イ）オフリド湖に流入する負荷量をブロック別に定量的に求め、それぞれの対象地区に適合した改善方法を以下の現況等も勘案して提案する。

- 当処理区では、一部は合流管として整備されている為、短期的な対策として、合流改善対策技術を導入し、オフリド湖および当該地域の汚濁負荷を削減する方法を検討する。
- 中継ポンプの能力及び配置計画の見直しや、合流改善対策を施した雨水吐きの設置等、維持管理費削減に資する対策を検討する。
- 現状の流入水質はBOD≒50～100mg/lと比較的低濃度である事から、下

水処理場もしくはポンプ場からの未処理放流水に対し、礫間接触法や植生浄化法等の河川水質浄化法等の維持管理の容易な手法による汚濁負荷削減の可能性も検討する。

（ウ）以下の項目を勘案して対象地域（ブロック）とその改善方法についての優先順位をつける。

- ポンプ及び処理場の維持管理費用の削減効果
- 新規下水道整備による費用対効果
- （イ）で検討した各種ハード対策の対象地区別改善方法の費用対効果

（４）上下水道分野における他ドナーの支援状況

１）過去の支援実績

２）今後の計画及び動向

（５）不明水対策、合流改善対策に関する技術セミナーの開催

日本の経験をもとに、対象地域の課題解決に資する各種技術を紹介し、それぞれの事業効果、対策に要する期間、費用等から、対策の全体像に対する認識を共有する。時期や場所に係る先方との合意、会場確保、資料作成等、技術セミナー開催に係る一切の作業を実施する。

１）対象者

２．（５）にある関係機関に所属する技術者を主な対象者とするが、その他機関からの出席者も排除しない。人数に上限等は設けないが、２）で示す通り追加費用が発生しない範囲で実施する。

２）経費

関係機関の会議室等を利用することとし、会場・交通費・日当等の追加費用が発生しない範囲で実施する。

（６）各種調査の実施

処理区全体の課題を定量的、定性的に把握し、各種対策に必要な期間、費用および事業効果を比較検討の上、対策の全体像を把握し、全体事業方針を決定するため、各種調査を行う。なお、時期により大きく異なる降雨量や観光客数等の季節性に十分留意する。

１）自然条件・社会条件

地形、地質、地下水、湧水、周辺水域の状況、気象データ、土地利用状況、遺跡、地下埋設物、観光客の状況、オフリド湖水質（アルバニア側含む）、下水排水による影響等

２）既存施設の状況

（ア）Vranista下水処理場整備状況

整備年次、処理方式、規模、能力、維持管理体制・状況、運転管理状況（常時、観光シーズン、雨天時等の水量、水質、電力使用状況）、等

（イ）28か所のポンプ場整備状況

整備年次、規模、能力、維持管理状況、運転状況、等

（ウ）幹線管渠及び枝線管渠の状況

排除方式、埋設位置、総延長、管種、管径、勾配、形状、埋設深、マンホール管理状況、布設年度、破損状況、道路排水設備、宅内排水の状況、雨水管整備状況、汚水面整備事業及び雨水管敷設事業の状況、周辺小河川の状況、地下水の状況、道路陥没及び道路維持管理状況、

工事施工時を想定した道路状況、等

（エ）下水台帳整備状況

記載内容、管理状況（更新方法及び頻度）、等

３）組織の状況

（ア）事業実施体制

- 所掌業務、組織構造、人員体制
- 省庁、地方自治体等との関係
- 実施機関の法的位置付け
- 意思決定方法
- 事業実施体制の確認（事業専担Unitの設立等）
- 財政・予算状況
- 実績、技術水準
- 実施機関の当該類似事業実施の経験

（イ）維持管理機関

- 所掌業務、組織構造、上水道事業も含めた人員体制の確認
- 財政・予算状況
- オペレータ及びエンジニアの技術水準、
- 料金徴収、市民サービス体制
- 計画立案体制

４）将来予測

人口予測、給水量予測、下水量予測

５）不明水および合流雨水の状況

ポンプ場や処理場からの放流状況、雨水吐きの位置、マンホールや管渠破損個所からの汚水流出状況、雨天時の溢水・浸水状況、管網内への地下水及び湧水浸入状況、等

６）財政状況

国および自治体、実施機関の財政状況。水道料金、下水道使用料、有収水量、維持管理費、人件費の内訳等、全体事業の費用対効果分析や先方実施事業の可能性評価に必要な情報を収集する

７）不明水の実態把握

過去の調査によると、雨天時浸入水、地下水・湧水浸入水双方の存在が確認されている。降雨量、ポンプ場揚水量等の基礎データが確認されていないこと、簡易調査により広範囲からの不明水の浸入が想定されていることを踏まえ調査方法を検討し、流量調査や水質調査を実施の上、ブロック別実態の把握を目指す。

８）下水道未整備地区の整備

オフリド湖の南東部ペスタニより以南及び北西部に残されている下水道未整備地区の下水は既設施設に接続するか、単独に整備するのかを工事の容易さ、処理場用地の確保可能性、下流管の余裕率、事業費、維持管理費等を検討の上、最適案を提案する。

（７）対策事業全体像の提示と費用対効果分析

上記の調査結果を踏まえ、処理区全体を対象とした管渠、ポンプ場、処理場等の対策を提示する。これら既設施設の改善や新規下水道整備を含めた対策に係る期間、費用対効果を検討の上、課題解決に資する有効な対策の組み

合わせと段階的な対応策を提案する。検討にあたっては、マケドニア側と協議の上、全体事業及び本事業により期待される改善の割合への共通認識を持つとともに、双方の実施事項を明確にする。

（８）インテリム・レポートの作成

調査結果を踏まえ、インテリム・レポートを作成する。機構と協議の上、以降の調査内容を確定する。

（９）モデル事業の抽出と実施可能性調査の実施

本事業を想定したモデル事業を抽出し、実施可能性調査対象を選定する。抽出にあたっては、本邦技術の活用可能性、事業規模、マケドニアにおける事業継続可能性、短期・長期における事業効果、費用対効果等を考慮する。なお、本調査は、円借款事業の審査に必要な事業費、事業内容を検討するために必要な項目とする。調査対象は、上記検討を踏まえて決定するものとするが、プロポーザルの見積時点では、モデル事業を

① オフリド地区の既設管、宅内排水設備及び取付管、
② 上流部の小河川、オフリド湖東側汚水幹線を対象とした管渠の補修・更生を想定して行うこと。

（１０）概算事業費の算出

本事業の可能性を検討するため、以下の業務を行う。

１）対象事業の概略設計及び積算
２）事業実施スケジュール
３）定量・定性評価、運用効果指標の設定、経済・財務分析
４）環境社会配慮調査
５）本邦技術活用の可能性
６）コンサルティング・サービスのM/M、TOR案の作成、技術協力等ソフトコンポーネントの検討

コンサルタントTOR案の作成に当たっては、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」（2012年４月）に従うとともに、主に詳細設計、調達支援、施工監理、施設の維持管理に係る技術支援等の内容を業務内容に含めることを検討すること。

上記結果をレポートに取り纏めこれをマケドニア側と十分協議・確認する。

（１１）概略事業費の算出

下記の通り、概略事業費の積算を行う。

１）事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に下記項目に分割して積算を行う。なお、報告書には事業費の総評を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。また、一部項目についてはその積算方法等を機構から別途指示することがある。

（ア）本体事業費
（イ）本体事業費に関するプライスエスカレーション
（ウ）本体事業費に関する予備費
（エ）建中金利
（オ）コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
（カ）フロントエンドフィー
（キ）その他１（融資非適格項目）

－用地補償等
－関税・税金
－事業実施者の一般管理費
－他機関建中金利

（ク）その他２
－完成後の委託保守費
－初期運転資金
－環境管理計画の実施に係る費用
－住民移転計画の実施に係る費用
－研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
－本当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

２）概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途機構が提供するコスト計算支援システム（Excelファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、概略事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

３）積算総括表

積算に当たっては、積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

４）概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を提出する。

（１２）事業実施方法の検討

本事業を円借款として実施する場合、調達方法を含む実施方法について整理するとともに、円滑な実施に直接的に影響を与えうる留意事項を確認する。特に、事業実施に際して以下の項目を含む調達方法については、「調達方法（案）」として別途機構に提出する。

１）マケドニアにおける類似事業の調達事情
（ア）類似工事の入札と契約に係る一般事情
（イ）現地コンサルタント（詳細設計、入札支援、施工監理）の一般事情
（ウ）現地施工業者の一般事情（実績、所有する機材、能力等）
（エ）必要な資機材及びそれらの調達事情

２）入札方法等
（ア）入札方法
（イ）契約条件の設定・契約約款
（ウ）契約条件所等の設定の基本方針等

３）コンサルタントの選定方法
（ア）ショートリスト策定等のプロセス
（イ）コンサルタントのプロポーザル評価の承認に係る権限

４）施工業者の選定方針
（ア）事前資格審査（PQ）条件の設定
（イ）入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の検討
（ウ）入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限及びプロセス等の確認

５）施工監理
（ア）施工中の設計変更への対応

（イ）施工監理上の留意点

（１３）リスク分析及び安全対策の検討

本事業実施におけるリスク要因を、過去の類似案件（過去の円借款における教訓、マケドニア国内の事例等）を参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。安全対策についても同様に、過去の類似案件を参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。

（１４）事業実施体制及び運営維持管理体制の検討

実施体制及び制度を確認した上で、本事業の実施、及び将来の維持管理に際しての体制の在り方を提言する。

（１５）環境社会配慮に係る調査

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA環境ガイドライン（2010年4月））に基づきカテゴリAに分類されている。ついては、本業務ではJICA環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01AnnexBに記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリB案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA環境ガイドライン（2010年4月）の環境チェックリスト案を作成する。

環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

１）ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認((以下、補完型調査の場合に記載)既存のデータが古い場合はデータの更新を行う)

２）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（ア）環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

（イ）JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法

（ウ）関係機関の役割

３）スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

４）影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

５）緩和策(回避・最小化・代償)の検討

６）環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)の検討

７）予算、財源、実施体制の明確化

８）ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

（１６）財務経済分析

下記項目を含めた、財務経済分析を行う。

１）運用・効果指標の検討（事業完成後約2年を目途とした目標年の目標値を設定）

２）EIRR、FIRRの算出（便益の計算根拠や、経済価値への変換係数の設定とその根拠）

３）定性的効果の確認

４）本事業に係る財源の見通し、事業実施後の財務的持続性、料金設定計画、補助金の有無、等

なお、運用・効果指標については、円借款対象事業の実施により改善効果が得られる項目を選定の上、基準値の設定根拠を明記する。また、EIRR、FIRRについては、各々の算出根拠を明記する。

（１７）ドラフト・ファイナル・レポートの作成

調査結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成のうえ機構に説明し、機構のコメントを踏まえ修正する。

（１８）ドラフト・ファイナル・レポートの説明

機構コメントを踏まえ修正を行ったドラフト・ファイナル・レポートを先方関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（１９）ファイナル・レポートの作成

先方関係者及び機構のドラフト・ファイナル・レポートに対するコメント等を踏まえ、ファイナル・レポートを作成のうえ提出する。

（２０）本邦招聘

マケドニア側関係者を本邦に招聘し、本事業を想定した日本の各種技術に係る視察等を行うプログラムを実施する。期間は7日程度、人数は10名程度とし、具体的な参加者はマケドニア側と協議のうえ決定する。視察で得た知見をその後有効に活用できるよう、調査期間前半に実施すること。招聘の準備及び実施に際し、次の具体的な業務を行う。

１）受入

（ア）航空券の手配

（イ）査証の手配（ただし、口上書の作成は機構が実施）

（ウ）来日時・帰国時の空港送迎

（エ）本邦における宿舎手配及び宿泊先への支払

（オ）保険加入手続き

（カ）参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）の支給

（キ）招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

２）招聘プログラムの実施

（ア）招聘日程及びプログラムの作成

（イ）見学先の手配

（ウ）視察資料の作成

（エ）講義・見学の実施

３）招聘プログラムの監理

（ア）招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・見学における通訳等

（イ）参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整

（ウ）引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

なお、招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議します。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算してください。なお、会議費（招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合にお

ける飲食関連費用）の計上は認めません。

８．成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「４）ファイナル・レポート（英文）」および「５）デジタル画像集」とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

（１）報告書

１）インセプション・レポート

提出時期：2014年5月下旬

提出部数：英文10部

印刷仕様：簡易製本

２）インテリム・レポート

提出時期：2014年8月下旬

提出部数：和文5部、英文10部

印刷仕様：簡易製本

３）ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2014年11月中旬

提出部数：和文5部、英文5部

印刷仕様：簡易製本

４）ファイナル・レポート

提出時期：2015年1月下旬

提出部数：和文10部、英文20部、和文CD-R5枚、英文CD-R5枚

印刷仕様：製本

※ 印刷仕様、電子化については「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」参照

５）デジタル画像集

提出時期：2015年1月下旬

提出部数：CD-R

（２）収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータ（議事録、積算内訳、現地調査結果等）は項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で提出する。

第２　業務実施上の条件

１．業務の行程

2014年5月上旬より業務を開始し、2014年8月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。2014年11月中旬を目途にドラフト・ファイナル・レポートを準備、2015年1月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

２．業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（１）業務量の目途

合計約20.52M/M

（２）業務従事者の構成（案）

１）総括／下水道計画（格付：２号）

２）管渠計画（格付：３号）（対象国経験・語学評価せず）
日本国内にて不明水対策と合流改善対策双方の調査実績を有するものが望ましい

３）下水処理場・ポンプ場計画

４）積算・施工計画（格付け：３号）

５）経済財務分析

６）環境社会配慮

※　コンサルタントは上記の構成を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮した結果、より適切な構成がある場合には、理由を付してプロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

３．JICAからの参加団員の構成と現地調査工程（案）

（１）現地調査

１）団員構成
団長及び計画管理

２）調査行程
約10日間程度

３）目的
本事業にて対象とする施設、機材の調査方針並びに協力事項について説明協議を行い、双方の合意事項等に関するミニッツを取りまとめる。

４．配布資料／閲覧資料

（１）配布資料

１）カテゴリB案件報告書執筆要領

２）基礎情報収集・確認調査「Former Yugoslav Republic of Macedonia Data Collection Survey for Ohrid Lake Environmental Improvement」（国際協力機構、2012年10月）

※２）については、欧州課（03-5226-6858）にて配布いたします。

（２）閲覧資料

１）報告書「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国スコピエ下水道改善計画調査」（国際協力機構、2009年6月）（JICA図書館サイトよりダウンロード可：http://staffopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000248276）

５．現地再委託

本業務においては、経験・知見を十分に有する現地のコンサルタント等に再委託して実施することを認める。具体的な項目は、「７．業務の内容」のうち以下の通り：

－（６）各種調査の実施　１）自然条件・社会条件、２）既存施設の状況、５）不明水および合流雨水の状況、７）不明水の実態把握、８）下水道未整備地区の整備

－（１５）環境社会配慮に係る調査

上記項目に加え、その他再委託して実施することが適切と思われる項目がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、上述した現地再委託業務に係る経費（６）1）2）5）7）8）及び（１５）については別見積りとするが、それ以外で現地再委託として実施することが適切であるとプロポーザルで提案する項目については、見積もりの中に含めるものとする。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法等、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

６．本邦招聘に係る経費

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

７．その他留意事項

（１）通訳傭上費

業務実施上、必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。通訳の現地傭上に係る経費は見積りに計上すること。

（２）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、事前に十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、機構バルカン事務所及び中東・欧州部欧州課と常時連絡がとれる体制とする。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上